

令和9年度当初予算調製方針

1 基本認識

- (1) 国内の景気動向については、雇用・所得環境が改善する下で回復していくことが期待されるものの、最低賃金の引上げなど人件費上昇や物価高、人手不足の継続、中東情勢や金融資本市場の変動の影響などに注意する必要があります。
- (2) 令和8年熊本地震が発生し、局地的な豪雨や台風などの風水害が激甚化・頻発化するなか、被災地支援で得た経験や課題を踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする各種災害に備えて、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を引き続き強力に進める必要があります。
- (3) 令和7年3月に改正した「三重県子ども条例」に基づいて、子どもが抱える生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる環境づくりをさらに進める必要があります。
- (4) 中東情勢等国際情勢の変化や新たな産業構造への転換の進展、農林水産業の環境変化に対応した取組の充実、「みえインバウンド誘客計画」に基づく取組を進め、県内産業の振興や地域経済の活性化につなげる必要があります。
- (5) 県内人口が減少局面にある中、これまで県が実施してきた人口減少対策の成果と課題をふまえ、人口減少の緩和に向けた効果的な対策を進めるとともに、人口減少社会に適応するための対策を進める必要があります。あわせて、「三重県人材確保対策推進方針」に基づき、業種ごとの特有の課題をふまえた人材確保対策を進める必要があります。
- (6) 県民サービスの質の維持・向上や職員の負担軽減、安全確保を図るため、A X / D X や民間活力の導入など県業務の効率化が必要です。
- (7) 令和9年度の予算調製に向けては、歳入においては、県税収入は賃上げの影響を反映した個人県民税や県内経済の回復に伴う法人事業税などの増加が見込まれます。

一方、歳出においては、賃金・物価・金利の上昇が全体に影響し、人件費や公債費、医療・介護の複合ニーズを抱える団塊の世代の高齢化も相まった社会保障関係経費など義務的経費の大幅な増加が見込まれます。

加えて、県民サービスの維持・向上に必要となる基幹システムの保守期限到来に伴う更新、公共施設の老朽化による建替・大規模改修等の本格化、防災・減災対策や県土の強靱化対策などの投資需要の高まり、社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化などの要因により、歳出はこれまで以上の増加となるものと見込まれます。

歳入の増加に対して歳出の増加が著しいことから、機動的かつ弾力的な財政運営がしづらい状況が続くものとみられ、持続可能な財政運営の確保に向けた歩みを着実に進めていく必要があります。

2 当初予算調製の基本方針

- (1) この基本認識の下、県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らせるよう、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応する県政運営が求められます。

三重の未来を明るくものとしていくため、県民の皆さんの意見に耳を傾け、市町、事業者、団体など、さまざまな主体と連携し、「令和9年度三重県行政展開方針（案）」に示される取組を全庁を挙げて着実に推進します。
- (2) 国の「地域未来戦略」やネクストハイスクール構想に基づく取組をはじめ、「県民の命と尊厳を守る」側面と「未来を拓く」側面の両面から必要な取組を着実に進めるため、「令和9年度三重県行政展開方針（案）」における「注力する取組（重点事業）」については、必要な予算上の対応を行います。
- (3) 人口減少対策をはじめとする部局横断的な行政課題については、主担当部局が中心となり関係部局間で十分に協議するとともに、県民の皆さんから寄せられた提案や意見を積極的に取り入れつつ、市町、企業、NPO、大学など多様な主体とも協働・連携することで、施策の効果的・効率的な実施を図ります。
- (4) 義務的な経費については、全ての事業において、必要性・緊要性を勘案した上で、過去の決算等の分析・検証を踏まえ、賃金・物価上昇も考慮しながら、規模・単価等積算根拠を十分に精査します。
- (5) 裁量的な政策経費については、必要な行政サービスを機動的に提供するため、前年度と同程度の水準を確保しつつ、一般経費においては、その必要性及び費用対効果を検証するとともに、後年度の負担も踏まえた上で、メリハリのついた対応を行います。
- (6) 持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制と多様な財源確保に取り組むとともに、引き続き県債発行の平準化に努めていきます。
- (7) 国の予算や地方財政計画が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じた対応を行っていきます。

なお、総務省が令和8年8月31日に発表した「令和9年度の地方財政の課題」では、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」、「国の補正予算に依存した財政運営からの脱却に際し、地方団体の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないように、必要十分な地方財政措置を講ずる」等とされていますが、地方一般財源総額の確保については、令和9年度地方財政対策の年末の決着に向けて、引き続き注視する必要があります。
- (8) このほか、令和9年度当初予算要求にあたっての具体的な取扱いについては、「令和9年度当初予算要求にあたっての基本的事項」によることとします。